

平成28年度

法人本部 運営計画



〒959-0318 新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓3036番地

社会福祉法人 桜井の里福祉会

TEL 0256(94)3939 FAX 0256(94)2552

URL : <http://www.sakurai-fukushi.or.jp>

法人本部 運営計画

— 目 次 —

I. 法人基本理念

1. 桜井の里福祉ケアの理念、職員の位置づけ 1
2. まず大切なサービス、職員の信条 2

II. 高齢者保健福祉を取巻く情勢

1. 介護保険制度と認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン） 3
2. 社会福祉法人桜井の里福祉会の取組み 3
3. 平成28年度社会福祉法人桜井の里福祉会の重点的取組み 4

III. 平成28年度 法人本部 運営計画

1. 法人全体組織図 5
2. 法人役員、評議員構成 6
3. 法人本部体制、機能 7
4. 法人としての取組み 8
5. 主な会議の体制・予定 9
6. 他法人との連携・協力体制 10
7. 新潟市認知症介護実践者研修等の委託事業 10
8. 法人本部事務、全体の取組み 11
9. 本部職員のご利用者とのかかわり 12
10. 本部業務の一部紹介 13
11. 法人本部業務分掌概要 14



「もうひとつの わが家づくり。」



桜井の里福社会ケアの理念

- 「もう一つのわが家づくり」を目指します
- 「ご利用者のご家族の尊厳と権利を守り、人として当たり前前の生活」を保障します
- 「施設は地域の共有財産であり、地域住民、ご利用者、ご家族の利益を第一」とします

組織における職員の位置づけ

望む職員像

- ご利用者、ご家族のニーズにお応えする事のみならず、期待を超えるサービスを提供すること
- おいでになった人、全てにお土産をもってお帰りいただくサービス提供者であること
- 法人職員としての自覚と全体を考えた行動を行うこと
- 技術・感性（人の尊厳、立場、思いを大切にすること）の向上を目指すこと
- 専門性を大切にし、必要な資格は最低限必要なものとして取得すること

良質なサービスの提供・職員のやりがい

法人の成功

まず大切なサービス

- どなたにも心からの温かい挨拶を行います
- 感じの良い受入れとお見送りをを行います
- 人として自分がされて嫌な事は行いません

職員の信条

全ての判断基準として、ご利用者のご家族の「安心感・心地よく利用できる事」「権利が守られ、人としての尊厳が守られている事」とします

- ①ご利用者の事を信頼し、常に話し、了解をもらって行います
- ②ご利用者を家族のように受け入れます
- ③ご利用者に呼び止められたら必ず立ち止まり話を聞きます
（「ちょっと待って下さい」と言いません）
- ④いつもご利用者の傍らにいる事を大切にします
- ⑤ご利用者に障害があっても当たり前に行っている生活が送れるよう努力します
- ⑥障害を見るのではなく「生活者としての人」を見ていきます
- ⑦ご利用者に生活の中で役割を持っていただけるような関わり方をします
- ⑧職員主体の環境作りは行いません
- ⑨ご利用者中心の言葉遣いをし、否定語は使いません
- ⑩ご家族に、ご利用者の生活を共に考えるパートナーになっていただけるよう常に働きかけます
- ⑪ご利用者が自ら選び決定できるよう情報を伝えます
- ⑫ご利用者がいつでも外に出かけられるように配慮します

Ⅱ 高齢者保健福祉を取巻く情勢

1. 介護保険制度と認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）

介護保険制度は開始から16年で、サービス利用者が約2.5倍と爆発的に増えました。「介護認定」「介護支援専門員」「介護サービス」といった言葉も日常的に聞かれるようになりました。私は、厚生労働省による近年の施策の中で、「大ヒット作」と言っていると思います（課題は多くありますが）。

その大きな理由は、介護支援専門員が制度の要となり、サービスが「ワンストップ」で使えるようになったことだと思います。それまで行政や医療機関、施設など、それぞれで申し込みが必要でしたが、1回で済むようになりました。そして、今後更に増加する高齢者の、地域における暮らしを支えるために、2025年に向けて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保することを目的とした「地域包括ケアシステム」の構築に向けての取り組みが進められています。

また、認知症の人の増加に対応するため、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」が策定されました。その基本的考え方は「認知症の人の意思が尊重され、できるかぎり住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す」としています。

一方、増え続ける介護保険財政を反映し、2015年度介護報酬改定では、報酬の大幅ダウンが決定され、法人・事業所の経営は厳しさを増しています。

当法人は、「地域住民・ご利用者・ご家族の利益を第一」に位置づけた上で、上記政策等を踏まえ、弥彦市・燕市・新潟市に必要な事業に、取り組んでいく必要があります。

2. 社会福祉法人桜井の里福祉会の取り組み

桜井の里福祉会は、特別養護老人ホーム桜井の里開設から満22年を経過しました。これまでの間、関係市町村と密接な連携のもと、地域に必要な事業展開を行い、現在33事業所、職員数も380人体制となりました。

平成27年度は、「地域生活支援施設つどい（認知症グルーホーム・小規模多機能ホーム）」の運営を開始し、地域の方々のご理解をいただきながら、地域と共に歩み施設として、常設型の認知症カフェも含めて徐々に定着してきました。

平成28年度は、燕市から「燕市分水地区保健福祉センター」の譲渡を受け、地域の保健福祉の拠点としての事業をスタートいたします。また、「訪問看護ステーション・桜井」を開設し、地域の皆様の地域生活支援の一助になるよう努力していきたいと考えています。

私達が事業を行っている地域では、「家で生活したいけど、本人・介護者の負担が大きい」「家で過ごすために生活全般（買い物、受診、生きがいなど）を支援するサービスが必要」「施設入居の待機期間が長い」などの声を多く聞きます。サービスは必要ですが、被保険者の介護保険料、市町村の財政的の負担は限界に近くなっています。こういう時だからこそ、

「お金をかけない、負担があまり増えない、必要なサービスを」知恵を結集して作っていく必要があると思います。一法人ができることは限られていますが、国の動きもよく見ながら、多くの皆様の力をお借りし、法人としての歩みを進めていきたいと思っています。

3. 平成28年度社会福祉法人桜井の里福祉会の重点的取り組み

1) 事業所関係

- ① 燕市より譲渡を受けた「燕市保健福祉センター」を地域の共有財産としての価値を高めるとともに、法人が行う、住民の皆様の地域生活支援をする拠点としての機能づくりを行っていきます。
- ② 「訪問看護ステーション・桜井」の開設と安定的運営を目指します。
- ③ 弥彦村地域包括支援センターで「認知症施策総合事業」、弥彦村医療・介護連携推進事業」の事業委託を受け、地域住民の利益になるよう取り組みます。
- ④ (仮称)弥彦村小規模多機能居宅介護の建設と開設準備を行い、平成29年3月開設を目指します。
- ⑤ 弥彦村、燕市、新潟市岩室地区での365日配食サービスの充実、及び高齢者が必要な生活支援サービスの具体的検討を行っていきます。

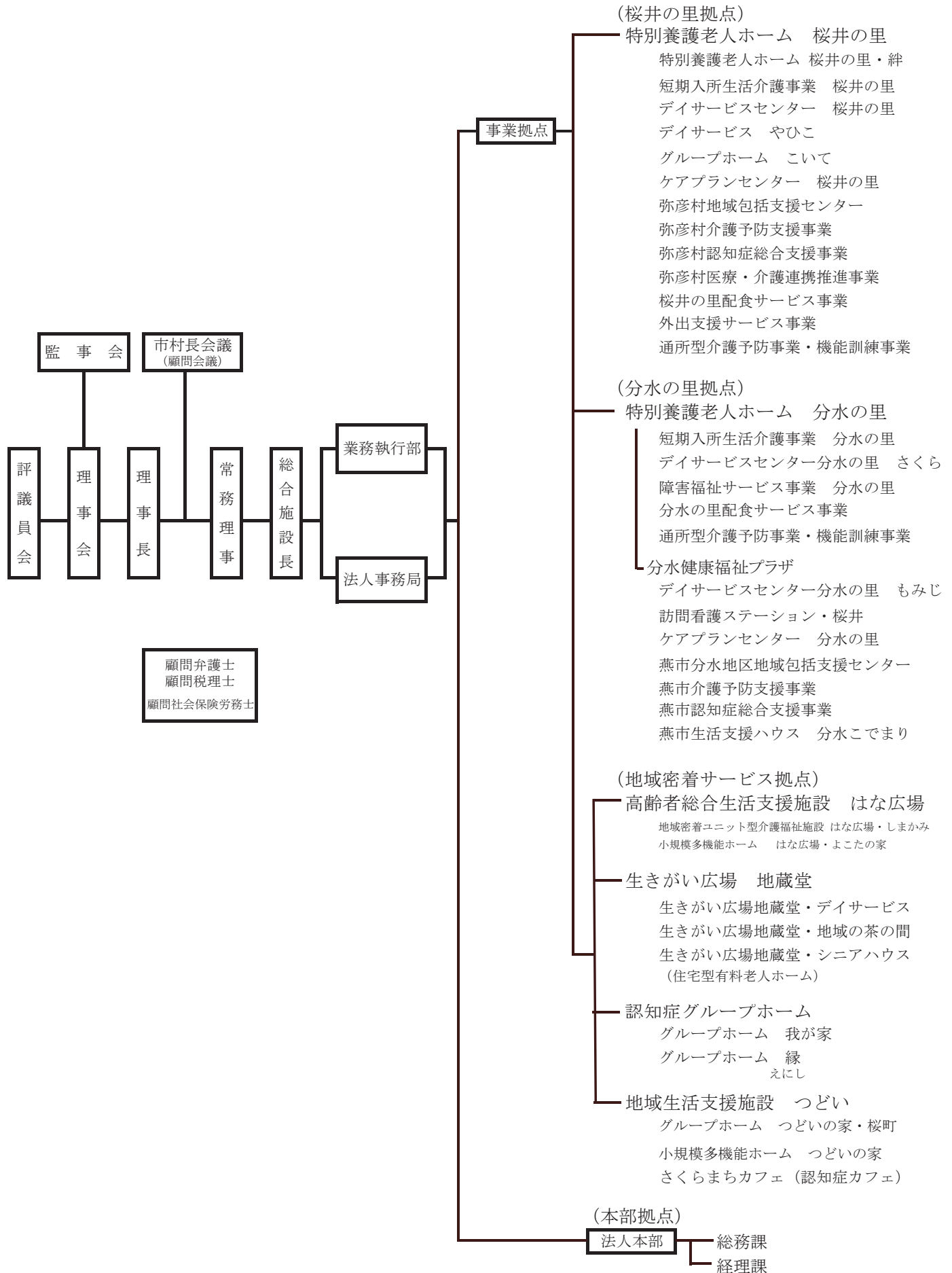
2) 法人運営関係

- ① 社会福祉法人改革が具体的になる中で、平成28年度は法人組織改革を具体的に取り組みます。
- ② 法人の拠点の改組、経理の本部一元化を行います。
- ③ 平成27年度介護報酬ダウンによる収入減と収益悪化に対する効率的運営を、今後も続けます。
- ④ 人材確保とサービス向上のために、法人が持続可能な中で、職員の待遇改善に取り組みます。
- ⑤ 法人にとって職員こそ財産であり、職員のキャリア形成、研修の充実にさらに取り組みます。

以上

(文責 常務理事 佐々木勝則)

1. 法人全体組織図



2. 法人役員、評議員名簿

(平成27年10月2日より)

	区 分		氏 名	就任年月日	就任回数
1	理 事 長	評 議 員	柏 原 雅 史	H11.4.1	9期
2	理事長 職務代	評 議 員	山 崎 紘 一	H9.4.28	10期
3	理事長 職務代	評 議 員	本 田 厚 志	H13.4.1	8期
4	理 事	評 議 員	安 達 卓 憲	H21.4.1	4期
5	理 事	評 議 員	木 下 潤	H11.4.1	9期
6	理 事	評 議 員	米 木 久	H15.4.1	7期
7	理 事	評 議 員	佐 々 木 勝 則	H13.4.1	8期
1	代 表 監 事		本 多 克	H17.4.1	6期
2	監 事		吉 田 貢	H20.9.18	5期
1		評 議 員	後 藤 正 彦	H19.11.28	5期
2		評 議 員	河 上 功	H21.11.28	4期
3		評 議 員	本 多 孝 志	H25.4.1	2期
4		評 議 員	小 川 原 洋 子	H25.4.1	2期
5		評 議 員	日 野 宣 也	H27.10.2	1期
6		評 議 員	横 山 稔	H14.4.1	7期
7		評 議 員	川 村 小 津 江	H17.11.28	6期
8		評 議 員	高 橋 学	H27.4.1	1期

※1. すべて任期は、平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

2. 木下理事は平成11年4月1日より監事2期、平成15年4月1日より理事5期の計8期を既に就任

3. 日野評議員は平成27年10月2日より就任、任期は他の役員、評議員と同様

3. 法人本部体制、機能

1) 法人本部事務局

- ① 理事長
- ② 常務理事
- ③ 事務局主幹
- ④ 事務局長
- ⑤ 事務局員

法人代表

法人全体総括

会議等主幹、法人サービス向上委員会

会議等準備、広報委員会

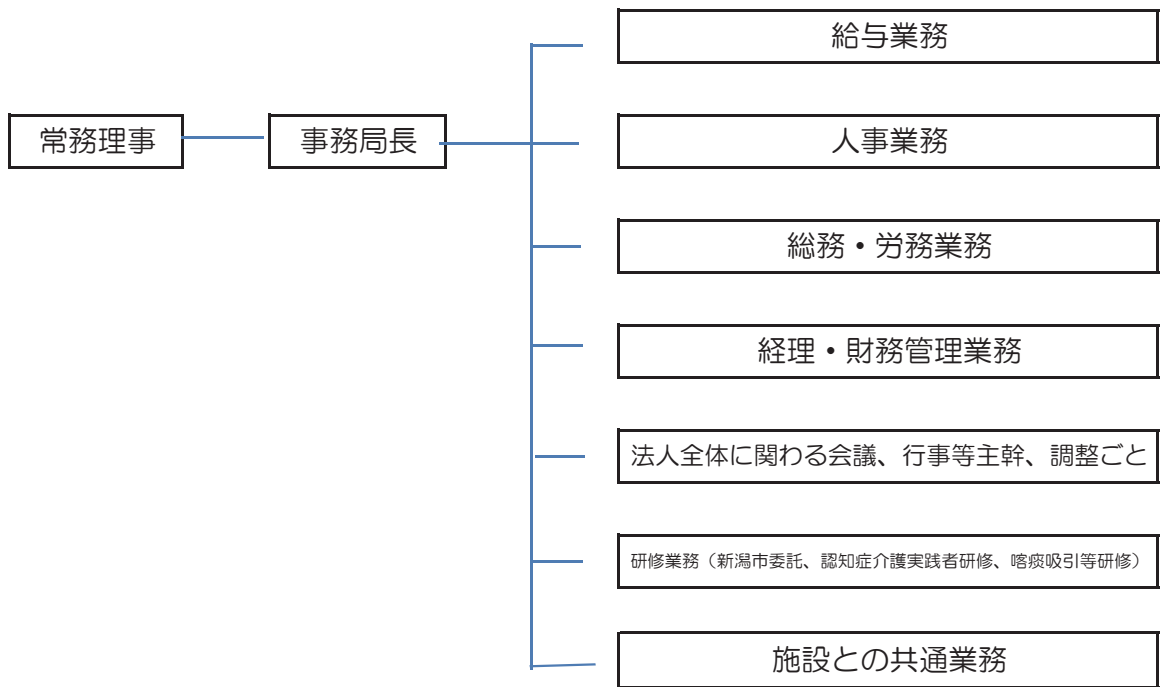
各拠点から選出。職場風土向上委員会、

人事考課委員会、システム運用担当、

研修委員会、三法人連携、等を予定

※基本的には全て責任者、担当者を配置

2) 法人本部事務



※左上記の他、総務関係で3、5人、経理・財務関係で3名を予定



新規採用職員への事務手続き風景



就業規則・給与規程と給与・人事システムは密接に連動

4. 法人としての取組み

- 1) 職員400人体制、さらには次年度の事業展開を見据え、本部業務を見直しながら均等化、標準化を図り、盤石な本部体制をめざす
- 2) 社会福祉法人制度改革を受け、より効率的で有益な法人への変化をめざす
- 3) 各拠点での年初の計画、収入、人件費、経費目標を達成できるよう適切な予算の執行と把握、状況変化や予測を含めた管理を行う
- 4) 経理・財務管理業務を法人一本化の年度当初であり、確実な移行と業務遂行をめざす
- 5) 職員全員が働きやすいよう、また、長く働き続けられるよう情報収集を図りながら、福利厚生含む職場・労働環境の向上をめざす
- 6) 介護保険及び業務基幹システムの入替年度であり、運用の十分な現状把握、今後の課題解決に向け必要に応じバックアップできる体制をめざす



地域生活支援施設「つどい」竣工式



福祉避難所の設置運営に関する協定締結式



顧問弁護士による研修会



新規採用職員研修

5. 主な会議の体制・予定

1) 理事会

- 法人運営、業務における重要案件等の決定、議決
- 3月予算、事業計画の認定理事会、5月決算、事業報告の認定理事会、補正予算理事会、他、必要に応じ開催

2) 監事会

- 理事の業務執行状況及び法人の財産の状況の監査
- 予算、決算時と年度後半の大きな補正がある場合の監査
- 年間を通じた法人及び各施設会計の監査（決算時含む）
- 年6回実施

3) 評議員会

- 予算、決算、事業計画及び事業報告、定款変更やその他重要案件、理事会において必要な事項の審議及び諮問、そして同意
- 理事会と連動して開催

4) 外部監査

- 年間を通じた法人及び各施設会計の監査（決算時含む）
- 年6回実施

5) 業務執行部会議

- 法人として各拠点関責任者等らによる経営に係る案件、より重要な案件の報告、審議等
- 構成・・・ 理事長、常務理事、各施設長、事務局長、センター長
- 第2、第4水曜日開催（第2水曜日が理事長決裁日）

6) 事務局会議

- ・ 法人内の各施設の運営やサービスに係る案件、他重要案件の報告、審議等
- ・ 構成 …… 理事長、常務理事、各施設長、事務局長、事務局員
- ・ 第1、第3水曜日開催（第3水曜日が理事長決裁日）
- ・ 法人全体に関係する委員会の組織、運営

【事務局内での委員会の編成・分担、運営予定】
事務局会議主幹、法人サービス向上委員会、
法人人事考課委員会、法人職場風土向上委員会
法人研修委員会、法人広報委員会、
法人システム運用担当、三法人連携担当、等

7) その他

- ・ 法人内を横断する会議として、生活支援部門会議、在宅支援部門会議、リハビリ部門会議、グループホーム部門会議があり、年4回開催し、事務局会議で報告

6. 他法人との連携・協力

1) 近隣法人との連携・協力体制

- ・ つばめ福祉会、吉田福祉会と当法人合わせ3法人の協力体制を継続。
また、燕市との「福祉避難所」の協定を締結し、今後も防災意識を高め不測の事態に備える
- ・ 3つの柱として、リスクマネジメント・人材育成・福利厚生面を中心に情報交換や人的交流を実施

2) 県外の法人との連携・協力体制

- ・ 岩手県大船渡市（福）典人会とは今後も継続して情報交換、交流を実施
- ・ 弁護士、税理士、社会保険労務士との顧問契約の継続

7. 新潟市認知症介護実践者研修等の委託事業

- ・ 実践者研修（2回）、実践リーダー研修、サービス事業者管理者研修を新潟市より受託し、各々の企画・運営、精算・請求、問合せ・受付から終了式、総括講座までの一連の調整及び管理

8. 法人本部事務、全体の取組み

1) 重点課題

- 労務管理体制の充実を図り、より働きやすい職場環境作りに取り組む。
それらが差別化へつながり、更には安定した職員確保、就労継続へつなげられるよう意識して取り組む
- 本部に経理業務が加わり総務系と経理系と所在が二つにが分かれるが、情報共有、伝達等業務に支障がないよう留意すると同時に、かつ、外部監査、監事監査も円滑な運営、実施体制作りに取り組む
- マイナンバー等守秘義務のある個人情報の管理と迅速な事務作業に取り組む
- 各種様々な会議、研修事業等のよりスムーズで充実した運営、実施体制作りに取り組む

2) 取組み

- 労働災害、3ハラスメント等の防止に努め、同時にワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境になるよう心掛け、必要ならばアクションを起こし、職員がプライドを持ち、働きやすい職場環境作りに取り組む
- 時代の変遷とともに福祉を取り巻く環境が変化し、社会福祉法人のあり方や使命が変わる中で、職員自身も日々様々な情報にアンテナを張り、耳を傾け、自己研鑽をめざす。
- マイナンバー他守秘義務のある情報は徹底し管理を行い、あるいはご利用者、学生・ご利用者へ向けた必要な情報を広報誌、ホームページ等で積極的に発信し法人の信頼を高めると同時に他法人との差別化を図る
- ご利用者への明るい挨拶を心掛け、より積極的なコミュニケーションや関係作りを心掛け、信頼を高めるよう取り組む

9. 本部職員のご利用者とのかかわり

1) 日常では

- ・現在の本部は桜井の里玄関、右奥の開放的などところに位置しており、平成28年度より分水の里内にも経理・財務管理の職員を配属する予定です。いずれの場所であってもどの配属の事務職員であっても、ご利用者・ご家族など多くの方と積極的に係り、単なる事務仕事をする人ではなく、多くの方に信頼されと必要とされる職員をめざしていきます。「現場以外の何でも屋」と揶揄されることもありますが、現場が足りない時に「助勤」としてお手伝いしたり、外出することもしばしばです。

その他特徴として、ご利用者の中には、職員との会話を楽しみにお見えになる方、月2、3回開催する「喫茶」での職員とティータイムを楽しみにしてる方も多いです。この業界ではご利用者の声に、仕事の手を止め耳を傾けることは当然ですが、身内ながら、その積極的にかかわる光景には驚かされます。

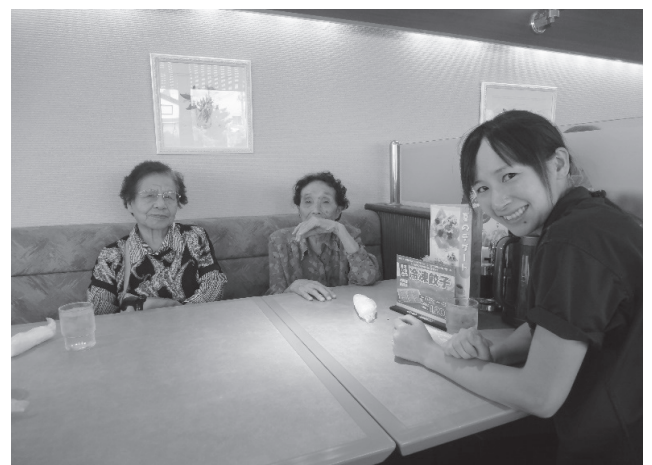
2) 行事等では

- ・各施設でのご利用者とのかかわりは、一年を通じ色々な行事の時も同様です。年間の行事とは、花見、夏祭り、菊まつり、クリスマス会、忘年会、敬老会、弥彦神社への参拝で、心身ともにリフレッシュできる機会ともいえます。

ここでも私たちは、その時間をより楽しく過ごしていただくよう諸々の準備、配慮を心掛け、利用者と時間を共有します。



年間行事の夏祭り ご利用者と共に楽しいひと時を



時にはご利用者と一緒に外食へ

10. 本部業務の一部紹介



ある日の就職ガイダンスの会場風景



当法人の魅力を伝え、応募につなげるのが仕事



4月1日入社式、対象者全員に辞令交付（全て準備）



永年勤続、定年退職などの式典の準備・進行



新潟市から委託の認知症介護実践者研修の様子



認知症介護実践者研修でのグループワーク風景

1 1. 法人本部業務分掌概要

大項目	中項目	小項目
常務理事 兼総合施設長	経営責任職	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理事会決定事項の執行に関する事 2. 法人運営・管理の総括に関する事 3. 定款、諸規則等の制定並びに改廃に関する事 4. 職員の人事管理、及び服務に関する事 5. 公印の管理に関する事 6. 予算及び決算に関する事 7. 予算の執行及び契約に関する事 8. 財務管理に関する事 9. 職員研修及び表彰に関する事 10. 構成市村との連絡調整に関する事 11. 各事業所のサービス管理に関する事
法人事務局長	執行責任職	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法人本部業務に関する事 2. 理事会、評議員会、市村会議等の事務に関する事 3. 労務管理、各種保険に関する事 4. 人事事務に関する事 5. 給与事務に関する事 6. 定款認可、申請、変更等官公庁への事務手続きに関する事 7. 退職金共済事務、各種補助金に関する事 8. 広報及び情報の公表に関する事 9. 常務理事、総合施設長の補佐
本部経理課長	管理職	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法人本部業務に関する事 2. 理事会、評議員会、市村会議等の事務に関する事 3. 外部監査、監事会に関する事 4. 経理業務に関する事 5. 財務管理業務に関する事 6. 予算、決算に関する事 7. 業者との調整、契約締結に関する事 8. 諸規程の制定、改廃等官公庁への事務手続きに関する事 9. 常務理事、事務局長の補佐

大項目	中項目	小項目
本部経理リーダー 及び本部事務員	経理・財務 管理業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各拠点の総合的な会計・経理業務 2. 日々の支払・入金処理、内部振替、利用料振替、謝礼・費用弁償準備 3. 月次の仕訳伝票、銀行振込準備 4. 貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書作成損益状況 5. 預金残高一覧、資金計画表作成、科目別・業者別支払一覧、光熱水費対比表作成 6. 建設借入償還金の請求業務、入金管理 7. 銀行への決算報告 8. 外部監査、監事会の資料作成含めた準備 9. 各種調査資料、内部監査資料作成
本部事務員	給与業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 勤務表・出退勤、超勤確認、各種手当集計 2. 給与システム入力、打出し・封入・配布作業 3. 賞与、介護職員処遇改善加算及び奨励金の支給 4. 労働保険申告 5. 社会保険算定基礎 6. 住民税特別徴収 7. 年末調整処理 8. 法定調書・支払報告書 9. 人経費補正・予算作成
	人事業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 求人・採用、入職・退職に係る手続き等 2. 入職後の異動等人事全般 3. 年休・出勤簿作成 4. 内規等検討 5. ハローワーク、福祉人材センター等の機関への求人掲載・取下げ等依頼 6. 各種学校・教育機関求人票作成・やり取り・PR用ツール作成 7. 求人受付、採用試験通知・結果発送、施設見学会準備 8. 求人ガイダンス参加 9. 各種の学校・教員機関の就職担当との連携
	労務・総務業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会保険（健康保険・厚生年金保険）事務手続き （入退職時対応、出産、傷病手当金、育休・介休等の申出・終了書、月額変更届、算定基礎届、賞与支払届等各種届出） 2. 労働者災害補償保険事務手続き（労基署への36協定・就業規則等届出、不慮時等の対応） 3. 雇用保険事務手続き（入退職時対応、ハローワークへの一時金申請等各種届出） 4. 退職共済〔福祉医療機構・県退職金共済〕事務手続き（入退職時対応） 5. 燕・西蒲勤労者福祉サービスセンター事務手続き（入退職時対応、給付金請求） 6. 各種証明書作成（受験時、本人等依頼の証明書） 7. 慶弔時の出金・電報等への対応 8. 文章の收受及び発送に関する事 9. 一般物品の購入並びに物品管理に関する事

大項目	中項目	小項目
本部事務員	研修業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新潟市から認知症介護実践者研修等委託事業を委託 (実践者研修(2回)、実践リーダー研修、サービス事業者管理者研修の企画・運営) 2. 告知・案内、受講者の応募から修了式、総括講座まで一連の企画、運営と管理 3. 各々の研修終了後の報告書(小冊子)の作成及び受講者への発送 4. 最終的な経費、支払の取りまとめ、管理及び新潟市への請求、等

共通業務	施設との共通業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各種会議準備 (理事会・評議員会資料、議事録作成、事務局会議・執行部会議資料作成、会場準備等) 2. 各種報告書作成(県の現況報告・監査報告、事業報告、運営ケア計画) 3. 各種許認可・申請・変更・届出関係(県、地域振興局、市村へ定款変更他届出) 4. 法人登記(法務局へ定款変更登記) 5. 不動産情報(新規不動産物件、競売物件等)入手 6. 新規企画(新規事業) 7. 補助金申請 8. システム関係の把握・調整等 (ネットワーク、ハード構成構築、システム構築、進捗状況把握、料金交渉、要望取りまとめ等) 9. 法人広報業務(広報誌「さくら」制作、発行年3回、広報委員会と連携) 10. HP・情報公開(HPの内容企画、定期的な更新) 11. 電話・来客対応、お茶出し 12. 朝礼及び必要事項の共有 13. 玄関周り・壁面の装飾、玄関周りの整理 14. 桜井の里、各拠点の事務と連携した中での庶務・雑務全般
------	----------	--

※1. いずれも3月の作成時点での暫定的な予定。業務を行いながら微調整を行っていく

※2. 基本的に各々の業務について、実担当者でマニュアルを準備し、順次更新・追加することとする

※3. 各拠点の事務とは相互に連携・協力することとする